

令和8年3月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和8年3月23日(月) 午後1時00分～午後1時50分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室2-4
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 廣部 昌弘
委員 渡部 佳子
委員 豊田 雅之
委員 中島 緑
委員 中村 和人

職 員

教育部長	曾田 智生
教育部次長兼教育総務課長	亀田 聡史
教育部次長兼文化課長	水越 学
教育部部参事兼学校教育課長	上田 真里
学校給食課長	佐川 純子
生涯学習課長	鈴木 玲子
まなび支援センター所長	難波 秀和
学校給食センター所長	石井 紀幸
図書館長	北村 晴美
郷土博物館金のすず館長	松本 明子
中央公民館長	山下 理
(会議事務局)	
教育総務課管理係長	河名 千愛生
教育総務課副主幹	伊藤 浩之

4. 傍聴人数 1名(非公開案件2件)

5. 付議した事件

議案第2号 令和8年度重点目標・施策について

議案第3号 教育財産の用途廃止に伴う所管換えについて

議案第4号 木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 木更津市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

6. 報告事項

報告第5号 専決事項の報告について

報告第6号 専決事項の報告について

報告第7号 専決事項の報告について

報告第8号 臨時代理の報告について

報告第9号 臨時代理の報告について

7. そ の 他 木更津市教育委員会に対する請願・陳情について
令和8年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について
木更津市学校給食費管理規則の一部改正について

8. 議 事 大 要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和8年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、中村委員にお願いいたします。また、前回2月定例会の会議録につきましては、豊田委員と私とで、それぞれ確認、署名いたしました。

○廣部教育長

はじめに、本日の会議の開催にあたり、会議の公開の可否につきまして、委員の意見を求めます。

本日、事務局から報告が予定されております報告第8号「臨時代理の報告について」及び報告第9号「臨時代理の報告について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の人事に関する事件に該当いたしますので、非公開といたしたいが、いかがでしょうか。

(委員の意見なし)

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、採決に移ります。報告第8号「臨時代理の報告について」及び報告第9号「臨時代理の報告について」を非公開とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○廣部教育長

賛成全員により、当該案件は非公開に決定いたしました。

○廣部教育長

次に、付議する事件でございますが、はじめに、議案第2号「令和8年度重点目標・施策について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

議案第2号「令和8年度重点目標・施策について」の提案理由をご説明申し上げます。議案資料1ページをご覧ください。本議案は、令和8年度の教育委員会の重点目標・施策を定めるにあたり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第1号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

別にお配りさせていただきました、表紙に「令和8年度重点目標・施策（案）」と記載がございます資料をご覧ください。内容につきましては、2月定例教育委員会会議におきまして、委員の皆様へ素案をお配りし、修正などのご意見をお伺いしたところでございますが、ご意見等はございませんでした。その後、事務局において、再度記載内容を確認し、誤字の訂正や表記の統一等、軽微な修正をしております。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

○渡部委員

重点施策の2の②の市が推進するSDGs関連事業についての理解を深めるということと重点施策3の環境教育推進の①の市が推進するゼロカーボンシティの取組ですが、市が推進するSDGs関連事業と市が推進するゼロカーボンシティの取組について、どんなことなのかをお聞きしたいです。

○上田教育部部参事兼学校教育課長

はじめに、市が推進するSDGs関連事業についての理解についてでございますが、学校では体験学習を重視しておりまして、子どもたちにさまざまな体験をさせていこうということで、講師の一覧表を作成いたしまして、子どもたちや学校の実態に応じた講演会や体験学習の講師選定に活用しております。また、ゼロカーボンシティの取組につきましては、本市には里山や里海がございますので、これらを紹介しながら、未来の自分たちが生きる木更津をイメージしたときに、今何ができるのかということ、子どもたちに考えさせていく出前授業や合同生徒会の資源回収の取組などを推進して、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○廣部教育長

他にご意見等がないようですので、採決に移ります。議案第2号「令和8年度重点目標・施策について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

○廣部教育長

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。次に、議案第3号「教育財産の用途廃止に伴う所管換えについて」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

議案第3号「教育財産の用途廃止に伴う所管換えについて」の提案理由をご説明申し上げます。議案資料2ページをご覧ください。本議案は、令和8年4月1日から公民館を

地域交流センターに改めることに伴い、教育財産としての用途を廃止し、市民協働部へ所管換えることについて、議決を得ようとするものでございます。所管換える財産につきましては、3ページから5ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、採決に移ります。議案第3号「教育財産の用途廃止に伴う所管換えについて」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○廣部教育長

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。次に、議案第4号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

議案第4号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。議案資料6ページをご覧ください。本議案は、令和8年4月1日から公民館を地域交流センターに改めることに伴い、公民館、市民学習会館及びコミュニティセンターを廃止するため、関係条文の整備をしようとするものでございます。新旧対照表につきましては、7ページ及び8ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、採決に移ります。議案第4号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○廣部教育長

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。次に、議案第5号「木更津市立図書館、公

民館及び木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

議案第5号「木更津市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。議案資料9ページをご覧ください。本議案は、令和8年4月1日から公民館を地域交流センターに改めることに伴い、公民館を廃止するため、関係条文の整備をしようとするものでございます。新旧対照表につきましては、10ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、採決に移ります。議案第5号「木更津市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○廣部教育長

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。次に、議案第6号「木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

議案第6号「木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。議案資料11ページをご覧ください。本議案は、令和8年4月1日から公民館を地域交流センターに改めることによる、公民館、市民学習会館及びコミュニティセンターの廃止等に伴い、関係条文の整備をしようとするものでございます。新旧対照表につきましては、12ページから14ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、採決に移ります。議案第6号「木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○廣部教育長

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。次に、議案第7号「木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

議案第7号「木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。議案資料15ページをご覧ください。本議案は、令和8年4月1日から公民館を地域交流センターに改めることによる、公民館、市民学習会館及びコミュニティセンターの廃止等に伴い、関係条文の整備をしようとするものでございます。新旧対照表につきましては、16ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、採決に移ります。議案第7号「木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○廣部教育長

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。本日、付議いたしました事件の審議は、以上といたします。

○廣部教育長

続きまして、報告事項でございますが、はじめに、報告第5号「専決事項の報告について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

報告第5号「専決事項の報告について」、ご説明申し上げます。資料の17ページをご

覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第9条第1項の規定により、教育長の専決により、処理した案件に関するものでございます。18ページをご覧ください。木更津市教育施設管理に関する規程を廃止する訓令の制定について、令和8年2月20日付けで、教育長の専決により処理を行いましたので、同規則第9条第2項の規定により報告するものでございます。

19ページをご覧ください。この訓令は、令和8年4月1日から公民館を地域交流センターに改めることに伴い、木更津市教育施設管理に関する規程を廃止しようとするものでございます。廃止しようとする規程につきましては、20ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご質問、ご意見がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。次に、報告第6号「専決事項の報告について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

報告第6号「専決事項の報告について」、ご説明申し上げます。資料の21ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第9条第1項の規定により、教育長の専決により、処理した案件に関するものでございます。

22ページをご覧ください。木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令の制定について、令和8年2月27日付けで、教育長の専決により処理を行いましたので、同規則第9条第2項の規定により報告するものでございます。

23ページをご覧ください。この訓令は、令和8年4月1日から公民館を地域交流センターに改めることに伴い、木更津市教育委員会事務専決規程及び木更津市教育委員会文書規程並びに木更津市教育部次長事務分担規程の関係条文を整備しようとするものでございます。新旧対照表につきましては、24ページから27ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご質問、ご意見がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。次

に、報告第7号「専決事項の報告について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

報告第7号「専決事項の報告について」、ご説明申し上げます。資料の28ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第9条第1項の規定により、教育長の専決により、処理した案件に関するものでございます。

29ページをご覧ください。木更津市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令の制定について、令和8年2月27日付けで、教育長の専決により処理を行いましたので、同規則第9条第2項の規定により報告するものでございます。

30ページをご覧ください。この訓令は、令和8年4月1日から公民館を地域交流センターに改めることに伴い、木更津市教育委員会教育長事務委任規程の関係条文を整備しようとするものでございます。新旧対照表につきましては、31ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご質問、ご意見がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。続きまして、報告第8号「臨時代理の報告について」及び報告第9号「臨時代理の報告について」でございますが、非公開案件となりますので、傍聴人の方は、退席をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○廣部教育長

続いて、事務局職員でございますが、報告第8号は人事案件ですので、職員は退席をお願いします。

(職員退出)

○廣部教育長

それでは、報告第8号「臨時代理の報告について」事務局から説明をお願いします。

<事務局説明・質疑>

○廣部教育長

次に、報告第9号「臨時代理の報告について」でございますが、人事案件ですので、職員は退席をお願いします。

(職員退出)

○廣部教育長

それでは、報告第9号「臨時代理の報告について」事務局から説明をお願いします。

<事務局説明・質疑>

○廣部教育長

人事案件が終了しましたので、事務局職員の入室をお願いします。

(職員入室)

○廣部教育長

非公開案件が終了いたしましたので、傍聴人の入室をお願いします。

(傍聴人入室)

○廣部教育長

続きまして、その他でございますが、はじめに、「木更津市教育委員会に対する請願・陳情について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

「木更津市教育委員会に対する請願・陳情について」ご説明申し上げます。資料は、別冊3「木更津市教育委員会に対する請願・陳情について」でございます。1ページをご覧ください。請願は、憲法、法律で保障された権利でございます。一方、陳情は、要望提出の慣例的なしくみで、法的な効力が発生するものではございませんが、教育委員会では、規則に基づき、陳情を請願と同じように取り扱うこととしております。この規則では、請願・陳情の提出期限や審議の方法などを規定しておりませんので、適切に事務を進めるため、取扱要綱として、必要な事項を定めようとするものでございます。

2ページから3ページの取扱要綱(素案)をご覧ください。第3条では、教育委員会会議への付議について規定しておりますが、受理から会議に付議するまでの事務手続きの期間を勘案し、提出期限を会議開催の14日前といたしました。第5条は、請願者等の会議での発言について、規定しております。請願者等が、会議で趣旨説明の意見陳述を希望する場合は、会議の7日前までに申出書を提出することといたしました。この申し出があった場合は、発言の可否について、会議に諮り、発言を認める場合は、5分間を上限とすること、希望者が複数の場合は、代表者に限ることを第6条の第2号及び第3号で規定いたしました。そのほか、第6条では、会議における請願、陳情の審議から採決までの手順を規定しておりますが、第1号と第4号で、事務局の概要報告、参考意見について、規定いたしました。

4ページをご覧ください。請願・陳情に関する事務の流れでございます。まず、1の受付でございますが、記載内容などを確認のうえ、教育委員会に関する内容の請願・陳情を受理いたします。受理した請願、陳情の提出者には、教育委員会会議への出席と意見陳述の希望を確認し、審議から結果通知までの概要を説明いたします。

次に、2の審議でございますが、教育委員会会議では、議案審査の前に、①概要報告か

ら⑥審議及び採決の順で請願・陳情の審議をお願いいたします。

最後に、3の結果通知でございますが、審議結果は、文書で請願者等へ通知いたします。なお、この要綱による請願書等の取扱いは令和8年4月1日を予定しております。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

○渡部委員

この審議の方法ですが、請願者の意見陳述は5分以内とし、時間延長を認めずこれに関する質疑応答も行わないとのことで、請願者が退室された後に採決することよろしいでしょうか。

○亀田教育部次長

おっしゃるとおりでございます。

○渡部委員

採決の結果は文書で通知するという点でよろしいでしょうか。

○亀田教育部次長

おっしゃるとおり、採決の結果は文書で通知いたします。

○中島委員

内容によっては、結論が出ないというか、確認が必要なことある場合には、次の会議でも審議することは可能でしょうか。

○亀田教育部次長

会議の場でそのような決定がされれば、次の会議でも審議するといったことも可能だと承知しております。

○廣部教育長

他にご質問等がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。次に、「令和8年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

「令和8年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について」ご説明申し上げます。資料は、別冊4「令和8年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨」でござ

います。1ページをご覧ください。3月市議会定例会におきましては、2月24日から27日まで一般質問が行われ、教育委員会所管事項に関しましては、質問要旨（抜粋）にございますとおり、代表質問として2名、個人質問として2名の議員から質問がございました。これに対する答弁要旨が2ページ以降でございます。質問・答弁要旨の詳細につきましては、後ほど資料をご確認いただきたく存じます。説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

○豊田委員

学校給食無償化は、いつからスタートするのでしょうか。

○佐川学校給食課長

国、県から正式な通知が来ておりませんが、4月から、いわゆる無償化と言われていたものが実施されることとなります。国も無償化という言葉は使っておりませんで、保護者の負担軽減に関する抜本的なというような内容になっておりまして、保護者に対する補助ではなく、給食を実施している自治体に、国と県から交付金として一人当たり5千200円の計算で交付されます。現時点で、物価高騰により、一人当たり月額5千900円以上かかっておりますので、令和8年度に関しましては、5千200円よりはみ出した分は、国の臨時交付金を併用して実質無償化として実施することが可能でございます。いずれ、物価高騰の臨時交付金がなくなるときが来ると思いますので、その際に、はみ出し分があるようでしたら、保護者の一部負担も視野に入れて考えていかないといけないのかなというところです。現時点では、8年度は保護者の負担はなしということで、実施させていただく予定であります。

○豊田委員

そうすると、県の施策であった第3子の無償化は廃止になる感じでしょうか。

○佐川学校給食課長

小学校につきましては、実質は無償化なので、第3子以降の無償化はございませんが、中学生は、まだ無償化ではございませんので、第3子が中学生であった場合には、引き続き実施いたします。

○廣部教育長

他にご質問等がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。次に、「木更津市学校給食費管理規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

○佐川学校給食課長

私からは、資料別冊5「木更津市学校給食費管理規則の一部改正について」ご説明させていただきます。本市公立小中学校児童生徒の保護者が居住する住宅が、火災や地震などの災害により、一定の被害に遭った場合に、経済的な支援として学校給食費を一定期間無償とするため、規則の一部改正を行うものでございます。

資料の1ページから6ページが規則の改正案、7ページ及び8ページが改正に係る新旧対照表でございます。現在、こちらの内容で市の法規担当と協議を行っており、3月中の施行を目指しているところでございます。

改正の内容についてでございますが、資料2ページ及び3ページの第3条 第6項をご覧ください。第1号「災害により、保護者等の居住している住宅が被害を受け、その損害の程度が10分の5以上であると認められること」及び第2号「生活保護または学校教育法の規定による学校給食費に関する援助を受けていないこと」を要件として、当該保護者が、被災した日の属する月の翌月末までに、資料6ページにある申出書を提出した場合には、被災した日の属する月の翌月から、被害の程度により、教育委員会が定める期間、給食費を無料とする旨の規定を新たに追加するものでございます。なお、教育委員会が定める期間につきましては、別途「木更津市学校給食費管理事務要領」で定めるものとし、改正後の規則につきましては、公布の日から施行する予定でございます。私からは以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

○豊田委員

保護者が居住している住宅が被害を受けるところで、先日報道番組で、福島原発で、そこに住めない方々がまだまだたくさんいろんなところに避難されているということですが、そういう方もいらっしゃる、これが適用されることになりますか。

○佐川学校給食課長

要件として、罹災証明を添付していただくようになりますが、対象は家屋の全壊半壊を目安とすると考えております。期間につきましては、被災した日の翌月末までに届け出させていただくことを考えておまして、この規則改正では、その当時までの遡及は想定しておりません。現在、原発のご相談はございませんが、今後そういったケースがあれば、検討事項のひとつになると考えております。

○廣部教育長

その他、委員の皆様から総体的にご意見等ございますか。

<委員の意見等なし>

○廣部教育長

他にご意見等ないようですので、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議について、連絡をお願いします。

○事務局

次回、4月定例教育委員会会議につきましては、令和8年4月18日（月）午後1時から市役所朝日庁舎会議室2-4で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上をもちまして、令和8年3月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員